

令和 8 年 度

年 間 監 査 計 画

日 向 市 監 査 委 員

目 次

1	実施方針	1
2	年間監査計画	1
	（1）実施予定の監査等の種類及び対象	1
	（2）監査等の対象別実施予定時期	4
	（3）監査等の実施体制	4

日向市監査基準第 13 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、以下のとおり実施方針及び年間監査計画を定める。

1 実施方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、市の公正で合理的かつ効率的な行財政運営の確保のため、日向市監査基準にのっとり、社会情勢や市民ニーズに応える監査の実施に努めていくこととする。

- (1) 市の事務事業及び予算執行について、法令等に基づく適正な処理をしているかという「合規性」の観点から監査を実施する。
- (2) 市の事務事業及び予算執行について、支出した費用に見合う効果を挙げているかという「経済性」及び「効率性」の観点並びに初期の目的を達成しているかという「有効性」の観点から監査を実施する。
- (3) 市長による内部統制体制の整備及び運用の状況をチェックするとともに、その結果を踏まえた監査を実施することにより、リスクの高い分野の監査を集中して行う等、監査資源の適正な配分の観点から監査を実施する。

2 年間監査計画

(1) 実施予定の監査等の種類及び対象

ア 決算審査及び基金運用状況審査

(ア) 一般会計・特別会計決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項）

一般会計、各特別会計の決算を対象として、決算計数の正確性を審査するとともに、予算が適正かつ効率的に執行されているか否かにも着眼して審査する。

(イ) 企業会計決算審査（地方公営企業法第 30 条第 2 項）

水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計の決算を対象として、決算計数の正確性を審査するとともに、経営成績及び財政状態について審査する。また、経営の基本原則に基づいて、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかにも着眼して審査する。

(ウ) 基金運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

基金の運用状況を対象として、書類の計数の正確性を審査するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正に行われているかどうかにも着眼して審査する。

イ 健全化判断比率及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の 4 つの健全化判断比率及び公営企業に関する「資金不足比率」について、数値が基準に照らして適正かどうかに着眼して審査する。

ウ 例月現金出納検査（地方自治、法第 235 条の 2 第 1 項）

各会計の現金の残高及び毎月の収支状況を対象として、その計数について正確性を検証し、かつ、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として、毎月 25 日前後に検査する。また、決算審査、定期監査等と関連して、歳出に関する伝票について抽出して検査を行う。

エ 定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項）

市における事務・事業の全般を対象として、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から監査を実施し、市の事務・事業の問題点やその原因を指摘し、または、是正、改善、検討を求める。

令和 8 年度において、監査対象とする部署等は下表のとおりである。

No.	部署名	No.	部署名
	総合政策部		建設部
1	地域コミュニティ課	17	建設課
	総務部		教育委員会
2	総務課	18	図書館
3	防災推進課	19	学校給食センター
4	財政課	20	中央公民館
	市民環境部	21	細島公民館
5	市民課	22	南日向公民館
6	国保年金課	23	美々津公民館
7	環境政策課	24	平岩小中学校（小学校）
8	細島支所	25	美々津小学校
9	岩脇支所	26	平岩小中学校（中学校）
10	美々津支所	27	美々津中学校
	福祉部	28	財光寺中学校
11	福祉課		東郷総合支所
12	上町保育所	29	東郷地域振興課
13	細島保育所		上下水道局
	健康長寿部	30	水道課
14	高齢者あんしん課	31	下水道課
15	健康増進課	32	農業委員会事務局
	農林水産部	33	消防本部
16	農業畜産課		

オ 内部統制評価報告書審査（地方自治法第 150 条第 5 項）

市長から審査を求められた内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適

切に行われているか審査を実施する。

カ 随時監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項）

エに掲げる監査のほか、必要があると認めるときは、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての監査を実施する。

キ 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

市が財政的援助を与えている団体、出資団体及び公の施設の管理を行わせているものを対象として、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、所管部局の役割として、財政援助団体等への指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として、必要があると認めるときは監査を実施する。

（ア）補助金等交付団体

市が補助金等を交付している団体が、補助等の対象となっている事業を目的に沿って適正に行っているか監査する。

（イ）出資団体

市が出資や出捐を行っている団体が、その事業を出資や出捐の目的に沿って適切に行っているか監査する。

（ウ）指定管理者

指定管理者が、公の施設の管理に係る業務を目的に沿って適正に行っているか監査する。

令和 8 年度においては、補助金交付団体、出資団体及び公の施設の指定管理者のうちから概ね 3 団体を監査の対象とする予定とする。

ク 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

市の特定の事務や事業を対象として、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、必要があると認めるときは監査を実施し、問題状況やその原因を指摘して、改善を求める。

ケ その他の監査

監査の実施事由に応じて、その都度決定する。

(2) 監査等の対象別実施予定時期

監査等の対象別の実施予定時期は、次の表のとおりとする。詳細な実施時期については、被監査部局等と調整して決定する。

	監査	審査	検査
4月			毎月25日前後 例月出納検査
5月		内部統制評価報告書審査	〃
6月		公営企業会計 一般・特別会計・基金	〃
7月		健全化判断比率及び 資金不足比率審査	〃
8月		～内部統制評価 報告書審査意見書 提出～ ～決算審査意見書 提出～ ～健全化判断比率等 審査意見書提出～	〃
9月	財政援助団体等監査 ↓ 定期監査		〃
10月			〃
11月			〃
12月	～監査結果の報告 及び公表～		〃
1月			〃
2月			〃
3月	～監査結果の報告 及び公表～		〃

(3) 監査等の実施体制

監査委員（識見監査委員、議会選出監査委員）の指揮命令のもと、監査委員事務局（局長1名、書記3名）の全職員、又は一部の職員が監査の種類及び対象等を勘案し監査等に当たるものとする。